

船舶事故等調査報告書

平成25年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第94号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年7月5日 12時45分ごろ
発生場所	高知県土佐清水市臼簀崎南南西方沖 臼簀崎灯台から真方位209° 6.0海里付近 (概位 北緯32° 38.7′ 東経132° 54.5′)
事故等調査の経過	平成24年7月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A ケミカルタンカー ^エ ^イ ^ワ ^マ ^ル ^ウ ^ン E I W A M A R U 1 (大韓民国籍)、740トン 8910378 (IMO番号)、KEO YOUNG SHIPPING CO., LTD B 漁船 ^{せいしょう} 正勝丸、4.96トン K03-22554 (漁船登録番号)、個人所有
乗組員等に関する情報	A 航海士A (二等航海士、大韓民国籍)、海技免許不詳 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 軽傷 1人 (船長B)
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 船首部を折損
事故等の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか7人が乗り組み、航海士Aが船橋当直に就いて臼簀崎南南西方沖を西進中、平成24年7月5日12時45分ごろB船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、かつお一本釣り漁の操業を終えて土佐清水市小江町の定係地に向けて約6～7ノットの速力で自動操舵により北進中、船長Bが、船尾甲板で漁獲物を魚倉に入れていたとき、船尾方を同航していた僚船（以下「C船」という。）が右に変針していたので前方を確認したところ、右舷前方からA船が接近していることに気付いたが、間もなくA船と衝突した。 船長Bは、衝突の衝撃で転倒し、右前腕部擦過傷等を負った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
その他の事項	C船の船長によれば、C船は、B船の後方500m付近を北進中であり、衝突前、A船及びB船共に増減速や変針を行っておらず、汽笛音は聞こえなかった。また、A船は衝突後に反転して衝突場所付近に戻って来た。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A 不明、B あり A 不明、B なし A 不明、B なし</p> <p>A 船は、臼簀崎南南西方沖を西進中、船橋当直中の航海士 A が見張りを適切に行っていなかったことから、B 船と衝突した可能性があると考えられるが、航海士 A から情報を入手することができなかつたため、航海士 A の見張りの状況を明らかにすることはできなかつた。</p> <p>B 船は、臼簀崎南南西方沖を北進中、船長 B が、船尾甲板で漁獲物を格納することに意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、臼簀崎南南西方沖において、A 船が西進中、B 船が北進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。